

平成30年

第2回市議会定例会 議案第9号

函館市旅館業法施行条例の一部改正について

函館市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

函館市旅館業法施行条例（平成17年函館市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条の見出しを「（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準）」に改め、同条各号列記以外の部分中「政令第1条第2項第10号」を「旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第8号」に改め、同条第3号中「専用通路を」を「客室と建物の出入口、他の客室等とを接続する専用の廊下、階段その他の通路（以下「専用通路」という。）を」に改め、同条第4号中「玄関帳場等は」を「玄関帳場その他これに類する設備（以下「玄関帳場等」という。）は」に改め、同号ウ中「受付窓口」を「受付用の窓口その他これに類する設備（以下「受付窓口」という。）」に改め、同号クを削り、同条第6号を次のように改める。

(6) 便所が設けられていない客室がある場合は、宿泊者の利用しやすい位置に、その定員に応じた適当な数の便器を有する共同用の便所が設けられていること。

第3条中第7号を削り、第8号を第7号とし、同条を第2条とする。

第4条各号列記以外の部分中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に改め、同条第4号クを削り、同条第6号を次のように改める。

(6) 便所が設けられていない客室がある場合は、宿泊者の利用しやす

い位置に、その定員に応じた適当な数の便器を有する共同用の便所が設けられていること。

第4条中第7号および第8号を削り、第9号を第7号とし、同条を第3条とする。

第5条各号列記以外の部分中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 便所が設けられていない客室がある場合は、宿泊者の利用しやすい位置に、その定員に応じた適当な数の便器を有する共同用の便所が設けられていること。

第5条第4号を削り、同条を第4条とする。

第6条第1項の表を次のように改める。

省令第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設	第2条第2号アおよび第4号ならびに第3条第2号アおよびイならびに第4号の基準
省令第5条第1項第4号に掲げる施設	第3条第2号アおよびイならびに第4号の基準

第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条の見出し中「営業」を「旅館業」に改め、同条第1号中「次のとおりとする」を「施設内のそれぞれの場所で適切な照度を有する」に改め、同号アからウまでを削り、同条第6号中「営業」を「旅館業」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附 則

1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の公布の日から平成30年6月14日までの間においては、旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）附則第5条第2項の規定により行われる同法による改正後の旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の許可に関する基準については、改正後の第2条および第5条から第8条までの規定の例による。

（提案理由）

旅館業法等の一部改正に伴い、旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準を定め、および規定を整備し、ならびに簡易宿所営業等の施設の構造設備の基準に関し共同用の便所に係る基準等を緩和することとし、および旅館業の施設について講すべき措置の基準に関し採光または照明に係る基準を緩和することとするため